

栃木労働局「今月(4月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

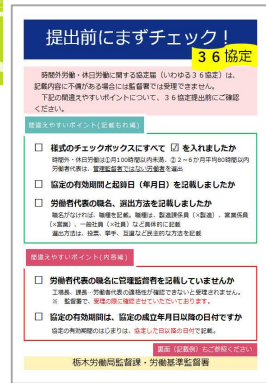
栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

① 年度始めに「確かめよう労働条件!」、「36協定届の提出前にまずチェック!」

○ ポータルサイト「確かめよう労働条件」では、働いている方と事業者の方に役立つ情報を掲載しています。年度始めに、是非ご活用願います。



○ 時間外労働・休日労働に関する協定届（いわゆる36協定届）について、間違いやすいポイントを記載したリーフレット（右の二次元バーコード参照）をご活用いただき、労働基準監督署への届出前に、事前のチェックをお願いします。



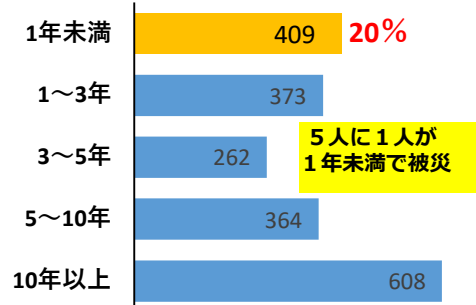
※上記ポータルサイトに、36協定届作成支援ツールを掲載していますのでご活用ください。

② 新入社員を労働災害から守りましょう!

令和3年に栃木県内で発生した休業4日以上の労働災害の5人に1人は、経験年数が1年未満の経験の浅い労働者が被災しており、原因の一つとして、知識、経験、技能等が未熟なことが挙げられます。

4月は、新規採用者や職場の配置換えによる作業内容の変更等があることから、こうした方々に対して、労働災害防止のための基本的ルールや安全衛生管理、災害防止活動を学ぶための「雇い入れ時・作業内容変更時教育」(労働安全衛生規則第35条参照)を確実に実施し、新入社員が健康でケガのない職業生活を送れるようにしましょう。

令和3年 経験年数別労働災害発生状況



③ 行動災害を防止しましょう!

栃木県内の休業4日以上の労働災害が過去4年連続で増加となっています。特に、「転倒」や腰痛など職場における労働者の作業動作を起因とする行動災害の大幅な増加が目立っています。

こうした行動災害に結びつく「あわてる」「あせる」「あなどる」行動を「しない・させない」ための「Aない声かけ運動」資料(右の二次元バーコードよりアクセス)を参考に、是非、行動災害の防止に努めてください。



④ 業務によってコロナ感染した場合、労災保険給付の対象となります!

○業務により新型コロナに感染した労働者は、業種、職種を問わず労災保険給付の対象となります。最寄りの労働基準監督署にご請求ください。

○「感染経路が特定できない」、「会社からの証明が受けられない」等でお悩みの方は、労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。



⑤ 4月1日から、「パワハラ防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！

職場におけるパワーハラスメントを防止するためには、

- 職場における**パワハラの内容・パワハラを行ってはならないこと、行為者に厳正に対処することの方針・対処の内容を明確化**し、労働者に周知・啓発する
- 相談窓口をあらかじめ定め労働者に周知**し、相談窓口担当者が**相談内容や状況に応じ適切に対応**できるようにすることなどの対策をすることが必要です。

ハラスメントは職場環境を悪化させ、労働者のモチベーションを下げ、業績にも影響します。事業主の皆さま、職場におけるハラスメント防止対策にお取り組みください！

【お問合せ】 栃木労働局雇用環境・均等室 : ☎ 028-633-2795



カスタマーハラスメント対策も重要です。お取組は進んでいますか？



⑥ 雇用維持の確保を支援します！

◆ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（休業等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

- 1 特例期間の延長（令和4年6月末まで延長）
- 2 業況の再確認（業況特例を利用している場合は、令和4年1月1日以降売上げ書類等の再提出が必要。また、令和4年4月以降は毎月業況を確認する。）

◆ 産業雇用安定助成金（在籍型出向等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小を行う企業が、人手不足などの企業との間で「**在籍型出向**」を活用して**従業員の雇用維持を行った場合**、出向中における賃金等経費の一部を出向元・出向先に助成するものです。

令和3年8月1日以降、グループ内企業間での「在籍型出向」について、助成金の対象に追加となりました。

【出向の送り出し企業、受け入れ企業に関する情報】

産業雇用安定センター栃木事務所 : ☎ 028-623-6181

【助成金に関するお問合せ】 各ハローワーク又は職業対策課分室へ

各ハローワーク : <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

職業対策課分室 : https://jste.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html

業況特例適用期間	業況特例適用期間	業況特例適用期間	業況特例適用期間
令和3年10月1日～令和4年3月31日	令和4年4月1日～令和4年6月30日	令和4年7月1日～令和4年9月30日	令和4年10月1日～令和4年12月31日
10%	10%	10%	10%



【在籍型出向等による雇用維持】のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小を行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を行った場合、出向中における賃金等経費の一部を出向元・出向先に助成するものです。

業況特例適用期間：令和3年10月1日～令和4年3月31日、令和4年4月1日～令和4年6月30日、令和4年7月1日～令和4年9月30日、令和4年10月1日～令和4年12月31日

助成率：10%

対象期間：令和3年8月1日以降

対象企業：事業活動の縮小を余儀なくされた企業

対象労働者：在籍型出向中の労働者

対象経費：賃金、賞与、退職金、労務費等

申請期間：事業活動の縮小を余儀なくされた期間

申請書類：事業活動縮小届、出向届、給与明細等

申請先：各ハローワーク又は職業対策課分室



⑦ 求職者・求人者マイページがさらに便利になりました！（令和4年3月22日から）

◆ 求職者マイページは、仕事探しのサービスをオンライン上で受けられる求職者向けの個人ページです。

【新たに、以下の機能が追加されました。】

- ・「**求職公開**」をすることで**求人者からの応募依頼のメッセージや求人情報を直接受け**ること（**直接リクエスト**）ができます！

※求人者マイページを開設し、かつ、「オンライン自主応募可」としている事業所の求人に限られます。



◆ 求人者マイページは、求人者の手続きやサービスをオンライン上で受けられる事業所向けの専用ページです。

【新たに、以下の機能が追加されました。】

- ・**自社求人に応募してほしい求職者への応募依頼のメッセージや求人情報を直接送信**すること（**直接リクエスト**）ができます！

※求職者マイページを開設し、かつ、「求職公開」をしている方に限られます。



● 求職者・求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスからできます。スマートフォンからも利用可能ですので、是非ともご利用ください。

ハローワークインターネットサービスがさらに便利になりました

～求職者マイページ・求人者マイページが新しくなります～

【求職者マイページ】とは

求職者マイページは、求職者が仕事探しのサービスを受けられる個人ページです。求職者マイページを開設すると、求人者からの応募依頼のメッセージや求人情報を直接受け取ることができます。

【求人者マイページ】とは

求人者マイページは、求人者の手続きやサービスを受けられる事業所向けの専用ページです。求人者マイページを開設すると、自社求人に応募してほしい求職者への応募依頼のメッセージや求人情報を直接送信することができます。

【直接リクエスト】とは

直接リクエストは、求職者マイページから求人者マイページへメッセージを送信する機能です。求職者からの応募依頼のメッセージや求人情報を直接受け取ることができます。

【直接リクエスト】のメリット

- ・求職者からの応募依頼のメッセージや求人情報を直接受け取ることができる。
- ・求人者からの応募依頼のメッセージや求人情報を直接送信することができる。